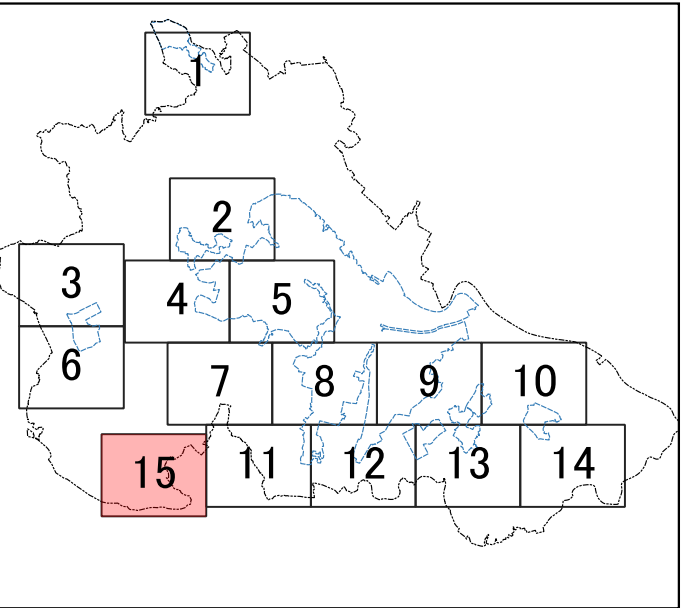


都市計画法第34条第11号及び第12号の条例で指定する土地の区域図



【凡例】

行政区域

市街化区域

都市計画法第34条第11号の条例区域

条例で指定する土地の区域※

(エリア指定区域)

指定した道路の区間(指定区間)

当該区間から50mの範囲内の土地が条例で指定する土地の区域(農用地区域を除く。)

都市計画法第34条第12号の条例区域

条例で指定する土地の区域※

(産業系エリア指定区域)

※ 条例で指定する土地の区域界

道路、線路、市街化区域

河川、水路

開発行為を行うことができない土地の区域(土砂災害警戒区域界、保安林、農用地区域、風致地区)

筆界

